

月報私学

2024
3
VOL.315



学校法人玉木学園は長崎市にキャンパスを置く総合学園です。現在は長崎医療技術専門学校、長崎玉成高等学校（衛生看護科専門課程含む）及び附属中学部を有しています。令和4年に学園創立130周年を迎えました。その際、旧長崎玉成短期大学校舎を改築し、新校舎を「玉みらい」と命名しました（写真左上）。新校舎には附属中学部の教室のほか、県内最大規模の調理実習室（写真右上）を二つ備えています。

写真提供 学校法人玉木学園（長崎県長崎市）

CONTENTS

● 令和6年度 私学関係予算(案)の概要等	2
● シリーズ学校訪問記～未来に向かって～第17回 女子学生の獲得に向けた取り組み ～女子学生推薦入試～	6
● 採用時の手続き	8
● 退職等年金給付の令和5年財政再計算結果と令和6年4月分からの退職等年金給付掛金率及び 6年10月からの基準利率(加算率)の設定	10
● 令和6年度の掛金等の率	11
● 令和6年能登半島地震で被災された皆様へ／人間ドック利用費用補助	12
● 無効の加入者証等の回収と返納のお願い／特定健康診査受診券(セット券)の有効期限は3月31日です／ 資産形成セミナー開催のご案内／共済定期保険にかかる学校加入コースのご案内	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

令和6年度

私学関係予算(案)の概要等

文部科学省

令和6年度政府予算(案)は、令和5年12月22日に閣議決定されました。このうち、私学助成関係、幼児教育関係(主に私立幼稚園)、専修学校関係のものについての概要を説明します。

私立大学等経常費補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究に係る経常的経費について補助を行うものであり、令和6年度予算(案)では、2978億円(一般補助2772億円、特別補助207億円)となっています。

少子化が急速に進行する中、現在約64万人いる大学入学者数は、令和22年には約51万人になるという推計もあります。こうした状況も踏まえ、令和6年度から令和10年度の5年間を「集中改革期間」と位置づけ、「時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ」を打ち出しました。

具体的には、少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越えるための戦略的な経営改革や複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を継続的に支援する「少子化時代を支える新たな私立

大学等の経営改革支援(20億円・新規)や成長分野等への組織転換や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援を新たに実施し、将来を見据えたチャレンジや経営判断をはじめとした意欲的な経営改革を後押ししてまいります。

また、改革・改善の機を失わない主体的な経営判断や、文部科学省・私学事業団によるアウトリーチ型支援の基盤としての「私学経営DX」を推進します。併せて、引き続き、特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援する「私立大学等改革総合支援事業」(112億円)を実施します。

このほか、一般補助において、教育の質に係る客観的指標を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進するとともに、特別補助において、基礎研究を中心とする研究力強化、若手・女性研究者支援、研究施設等の運営、大学院等の機能高度化、短大・高専の教育研究の充実等への支援(115億円)、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・

AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、取組の普及展開支援(7億円)等を支援してまいります。

私立大学等の改革の推進等

～チャレンジする私立学校の主体的な改革を後押しする総合的な支援の充実～

令和6年度予算(案)
(前年度予算額)4,093億円
4,086億円

令和5年度補正予算額

111億円

私立大学等経常費補助

2,978億円 (2,976億円)
[令和5年度補正予算額 1億円]

(1) 一般補助 2,772億円 (2,771億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援
○教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

(2) 特別補助 207億円 (205億円)

我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

◆時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

- 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等 21億円(一般補助の内数)(新規)
少子化時代において、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現等を支援。
また、成長分野等への組織転換促進や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援、経営DXの推進等、チャレンジする私学への効果的な支援体制を構築。
- 私立大学等改革総合支援事業 112億円 (112億円)
特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援
- 研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援 115億円 (117億円)
- 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 7億円 (7億円)

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,022億円 (1,020億円)
[令和5年度補正予算額 2億円]

(1) 一般補助 852億円 (851億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援
○幼児児童生徒1人当たり単価の増額
○幼稚園教諭の人材確保支援

(2) 特別補助 138億円 (137億円)

建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援
○個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援
○特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援
○家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

(3) 特定教育方法支援事業 32億円 (32億円)

○特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 93億円 (90億円)

[令和5年度補正予算額 109億円]

(1) 耐震化等の促進 40億円 (40億円) [45億円]

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援



耐震化未完了の建物が大規模地震で甚大な被害を受けた例

注：他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付現込額) 600億円(うち財政融資資金 287億円)
建物の解体費用など、融資の対象範囲を拡大

(2) 教育・研究装置等の整備 53億円 (50億円) [64億円]

- 私立大学等の施設環境改善整備費 10億円 (8億円) [54億円]
熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援
- 私立大学等の装置・設備費 23億円 (29億円) [4億円]
私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な設備・装置の整備を支援
- 私立高等学校等ICT教育設備整備費 21億円 (14億円) [6億円]
個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援



高等学校等のICT環境整備

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校

私立高等学校等経常費助成費等補助

私立高等学校等経常費助成費補助

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む
[]は令和5年度補正予算額。なお、単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

- ✓ 令和6年度～令和10年度の5年間で「集中改革期間」と位置づけ、従来の取組に加え、経営改革に対する継続的な財政支援を創設するとともに、文部科学省・私学事業団による「私学経営DX」を通じた「アウトリーチ型支援」をスタート。
- ✓ 各私立大学・短大・高専が、将来を見据えたチャレンジや経営判断をはじめとした意欲的な経営改革を行えるよう強力に後押し。

※令和8年度以降、一定の基準に該当する場合、経営改革計画の策定を求め、経営の健全性の確保等を図る。

新規 1. 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 (令和6年度予算額(案) 20億円)

少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について、原則5年間、継続的に支援する。

※複数年の将来計画を有識者が審査・選定。選定大学等に対し、文部科学省・私学事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備。

メニュー1 少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援

※45校×1,000万円～2,500万円程度 + 一般補助における増額

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自身体や産業界等と緊密に連携しつつ、社会・地域等の未来に不可欠な専門人材の育成を担う事を目的とし、教育・研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化を図ること等により、未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革を行う、キラリと光る大学/短大/高専(中・小規模中心)を支援。

メニュー2 複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援

※5グループ×3,500万円程度

特に学校運営面において、複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現し、機能の共同化・高度化を図る経営改革を支援。

※本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通のプラットフォームの在り方を検討。

新規 2. 「私学経営DX」の推進 (令和6年度予算額(案) 1億円)

主体的な経営判断や「アウトリーチ型支援」の基盤として、各種データや知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築などを推進。

- ① 社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえ、改革・改善の機を失わない主体的な経営判断
- ② より客観的な経営診断を踏まえ、文部科学省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」(連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援など)

新規 3. 成長分野等への組織転換促進のための支援 (令和6年度予算額(案) 一般補助 2,772億円の内訳)

成長分野等への組織転換を促進するため、理工農薬学部等について、一定の条件のもと、学部等設置以降、完成年度を迎えるまでの設置計画履行期間中に必要な経費の経費について支援する。

※集中改革期間中の時限的な措置

新規 4. 定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援 (令和6年度予算額(案) 一般補助 2,772億円の内訳)

定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、経営改革計画に位置付けた上で、運営面・教育面において一定の要件を満たす場合に限り、学生募集停止を行った学部等の継続的な教育研究活動を支援する。

※集中改革期間中の時限的な措置

継続 5. 私立大学等改革総合支援事業 (令和6年度予算額(案) 112億円(前年同額))

自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援。

※① 特色ある教育の展開、② 高度な研究の展開、③ 地域社会の発展への貢献、④ 社会実装の推進の4タイプを設定(複数タイプの選択可)

※各タイプ500～100件程度×約1,100万円～2,600万円 + 一般補助における増額

※毎年度、各タイプごとの特色を踏まえ、客観的・定量的に把握可能な、改革に係る総合的な体制整備等の状況を事後的に評価し、選定。

援、授業料減免による支援を引き続き実施します。さらに、特別な支援が必要な幼児の受入れについては、新たに特別な支援が必要な幼児一人を受け入れている園も補助対象として拡充しております。このほか、過疎高等学校特別経費や国が必要な経費の一部を補助する特定教育方法支援事業について、引き続き必要な経費を計上しています。これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、1022億円となっています。

ともに、9千円超の処遇改善を実施した場合の加算を創設しました。特別補助では、ICT教育環境の整備や児童生徒等の安全確保の推進等に取り組み学校への支援、特別な支援が必要な幼児の受入れを行う幼稚園への支援や預かり保育を実施する幼稚園に対する支援、授業料減免による支援を引き続き実施します。さらに、特別な支援が必要な幼児の受入れについては、新たに特別な支援が必要な幼児一人を受け入れている園も補助対象として拡充しております。このほか、過疎高等学校特別経費や国が必要な経費の一部を補助する特定教育方法支援事業について、引き続き必要な経費を計上しています。これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、1022億円となっています。

私立学校施設・設備の整備の推進

私立学校施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を生かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。

主な内容として、私立学校施設の令和10年度までの耐震化完了に向けて、耐震改築及び耐震補強や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援するために40億円、熱中症対策としてのエアコン設置及びエコ改修(LED照明)等の安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備への支援に10億円、各学校の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な装置・設備の整備への支援に23億円を計上しています。

この他、私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する支援として、私立高等学校等の一人一台端末整備においては、新たに更新についても支援するとともに、補助率を2分の1から3分の2に引き上げる等、21億円を計上し、これらを含めた私立学校施設・設備整備費の総額は93億円となっています。

日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業等

日本私立学校振興・共済事業団の令和6年度貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎や

私立大学附属病院の建て替え等の施設・設備の整備事業、災害復旧事業等に対する資金の貸付として600億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金287億円を計上しています。

融資制度の改正により来年度より開始予定の主な支援内容としては、学校施設の規模の見直し等による建物解体事業メニューの創設や、融資対象となる専修学校の学科の分野の拡大、成長分野への学部再編等を行う大学等に対する支援の見直し等を実施します。

また、共済業務に係る事業費補助金及び事務費等補助金としては、1456億円を計上しています。

この他、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立学校が行う耐震改築・改修事業や私立大学附属病院の建て替え整備事業に対して利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助について、6億円を計上しています。

令和5年度補正予算

令和5年11月29日、令和5年度補正予算が成立しました。

私立学校関係については、耐震化を含む防災機能強化事業や、熱中症対策としてのエアコン設置及びエコ改修(LED照明)の整備事業、私立大学等の教育・研究用の装置・設備の整備に必要な予算として109億円(私立

高等学校等におけるICT教育設備の整備を含む)を計上しています。なお、私立高等学校等におけるICT教育環境の整備では、私立小・中学校等の一人一台端末整備において新たに更新についても支援するとともに、補助率を3分の2に引き上げています。

また、令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害等の迅速な復旧を図るため、私立学校施設の災害復旧及び教育研究活動復旧費等として8億円を計上しています。
(高等教育局私学部私学助成課)

幼児教育関係予算(案)

令和6年度幼児教育関係予算(案)において、「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援に必要な経費を計上しており、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する取り組みを進めてまいります。

◆幼児教育の質の向上

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、すべての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究を実施します。なお、事業最終年度となる令和6年度においては、モデル地域における取り組みの更なる充実と、令和4年度より蓄積された3か年の成

果の展開を行います。

さらに、子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、幼児教育に関する大規模縦断調査を実施します。

加えて、質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる人材確保・定着に向けて、幼児教育現場の魅力発信、個人のキャリア形成支援等に取り組むとともに、幼児教育のさらなる質的向上を目指し、幼児教育施設における教育課題等の調査研究を行うために「幼児教育の学び強化事業」を実施します。また、幼稚園教育要領の正しい理解の下で適切な教育課程が編成・実践されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行うとともに、OECDが行う調査に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた重要な基礎情報を収集します。

◆幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

公私・施設類型を問わず質の高い幼児教育を実現するためには、地域における保育者の専門性の向上と教育課題に的確に対応するための人的体制の充実を図ることが重要です。幼児教育アドバイザーの配置、自治体の保健、福祉部局との連携等により、域内全体の幼児教育の質の向上を全都道府県において図れるよう、幼児教育推進体制の活用支援を強化していきます。

◆**幼児教育の質を支える教育環境の整備**
喫緊の課題に直面する施設における教育環境の整備を支援するため、幼稚園において教職員が使用するICT環境の整備や子供の学びに必要な不可欠な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整



幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和6年度予算額(案)
前年度予算額

23億円
23億円

令和5年度補正予算額

39億円

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「**幼保小の架け橋プログラム**」の実施、**質を支える体制整備の支援等**により、**全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障**する。

1 幼児教育の質の向上

5.6億円(5.2億円)

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、**全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究**や、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、**幼児期の環境や体験、学びが、その後の子供の成長に与える影響に関する大規模な追跡調査**を実施。

■ 幼保小の架け橋プログラム事業	2.2億円(2.2億円)
■ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業	0.8億円(0.7億円)
■ 幼児教育の学び強化事業	0.7億円(0.4億円)
■ 幼児教育のデータ蓄積・活用に向けた調査研究事業	0.1億円(0.4億円)
■ 幼児教育の理解・発展推進事業	0.3億円(0.3億円)
■ 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業	1.3億円(1.2億円) 等

2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

3.5億円(3.0億円)

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体の**幼児教育推進体制の活用支援の強化**

■ 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質的向上強化事業	3.5億円(3.0億円)
---------------------------------	--------------

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備

13.4億円(14.7億円)

ICT環境整備や施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援

■ 教育支援体制整備事業費交付金	8.9億円(9.9億円)	[令和5年度補正予算額 16億]
■ 私立幼稚園施設整備費補助金	4.6億円(4.8億円)	[令和5年度補正予算額 23億]

※四捨五入の影響により、計が一致しない場合がある。(担当:初等中等教育局幼児教育課)

備を支援するほか、私立幼稚園の耐震化や預かり保育への対応のための改修、子供の命を守る防犯対策、省エネルギーの推進に向けたエコ改修等の施設整備を支援してまいります。
(初等中等教育局幼児教育課)

専修学校関係予算(案)

令和6年度の専修学校関係予算(案)では、次の①～③の三つの取り組みを柱として、多様な振興策に要する経費を計上しています。

◆①専修学校教育の振興に資する取り組み 「地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業」

IT人材の不足等に対応するため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取り組みを支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進します。

「専修学校の国際化推進事業」

専修学校において、外国人留学生の戦略的受け入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行うための取り組みを推進します。

「高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業」

高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等を開発し、その成果の普及を図っていきます。

「専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育(リ・スキリング)推進事業」

専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を習得することができリカレント教育プログラムのモデルを作成するとともに、そのプログラムについて業界団体等を通じて情報提供を行うことにより、専修学校のリカレント教育講座等が安定的・持続的に活用されるよう体制を構築し、その成果の普及を図っていきます。

「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」

デジタル人材養成・確保の一層の推進を図ることを目的に、専修学校において効率的にデジタルスキル等を学ぶため、各業界・分野において、産学官が連携し、必要な技能や知識を明らかにしたうえで、効率的にそれらを生徒が身に付けられるようなモデルプログラムを構築するとともに、社会的ニーズに応じた専門的職業人材を育成するため、専門学校と高等学校、教育委員会等の行政及び企業が協働で高・専一貫的教育プログラムを開発するモデルを構築し、その成果の普及を図っていきます。

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」

職業実践専門課程による取り組みのさらなる質向上に向けた先進モデルの開発や、教職員の資質能力向上の推進に向けた自主的・持続的な研修実施の体制づくり及び研修プログラムの開発、職業教育のマネジメント強化のため

めの実証研究及び普及の推進等、専修学校全体の質保証・向上に向けた多様な取り組みを推進します。

「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」

専修学校の魅力を効果的・効率的に発信するため、「専修学校 #知る専」を通じて積極的な広報を実施します。

◆②専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取り組み

各専門学校の授業継続に必要となる対策に係る経費を補助するための経

費、学校施設や非構造部材の耐震化工事、教育装置や情報処理関係設備の整備、エコ改修工事等の専修学校の教育基盤の整備に必要な経費の一部を補助するための予算を計上しています。

◆③専修学校への修学支援に資する取り組み

真に支援が必要な低所得者世帯の子ども達に対する修学に係る経済的負担の軽減の実施に必要な経費を引き続き計上しています。

(総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室)

令和6年度 専修学校関係予算案

()は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組 22億円 (22億円)

【人材養成機能の向上】

- 新規 地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業 3.3億円 (新規)
IT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進する。
- 新規 専修学校の国際化推進事業 2.5億円 (新規)
専修学校において、外国人留学生の戦略的受け入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。
- 新規 高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業 1.2億円 (新規)
高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。
- ★専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育(リ・スキリング)推進事業 4.0億円 (4.0億円)
専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。
- ★専修学校による地域産業中核的人材養成事業 9.5億円 (11.0億円)
中長期的に必要な専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。
[・専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証 / ・専修学校と業界団体等との連携によるDX人材養成プログラム]

【質保証・向上】

- ★職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 1.4億円 (1.4億円)
専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じ、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。
- ★専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業 0.4億円 (0.4億円)
専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組 3億円 (5億円)

令和5年度補正予算額 2.7億円

- ★私立学校施設整備費補助金
・学校施設等の耐震化、アスベスト対策に係る経費を補助
・教育装置、ICT活用等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助
- ★私立大学等研究設備整備費等補助金
新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助

専修学校への修学支援に資する取組 344億円 (325億円)

- ★高等教育(私立専門学校分)の修学支援の着実な実施(こども家庭庁計上)等 344億円 (325億円)
低所得世帯の真に支援が必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費

その他関係予算

- 高等学校等就学支援金交付金(内数) 4,063億円 (4,104億円)
 - 高校生等奨学給付金(内数) 147億円 (148億円)
 - 日本学生支援機構の奨学金事業(内数) 974億円 (1,003億円)
※貸与型無利子奨学金(一般会計)分
 - 国費外国人留学生制度(内数) 182億円 (182億円)
※このほか、令和5年度補正予算として、専修学校における換気対策に係る取組を支援する経費を措置。(2億円の内数)
- (注)四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

学校訪問記〈未来に向かって〉第17回

女子学生の獲得に向けた取り組み 〈女子学生推薦入試〉

学校法人名古屋電気学園 愛知工業大学

愛知工業大学八草キャンパスは、名古屋駅から電車で約40分、愛知県豊田市の緑豊かな丘陵地帯にあります。

同大学の前身である名古屋電気大学は、昭和34年に中部地区初の工科系単科大学として設立され、翌35年に愛知工業大学に改称されました。

同大学を設置する学校法人名古屋電気学園は、創立者の後藤喬三郎氏が、工業化の到来をいち早く予測し、「産業界の第一線で活躍できる技術者」の育成を目標に、大正元年に設立した名古屋電気学講習所を起源としています。

開学以来、建学の精神「自由・愛・正義」の下、「創造と人間性」を教育モットーに、ものづくりを柱とした実学教育に取り組み、深い学識と確かな技術、豊かな人間性を併せ持った人材の育成に力を注いできました。

令和5年現在、3学部7学科及び大学院2研究科を擁する工科系総合大学へと発展を遂げ、グローバル社会のニーズに対応した実践的な教育を展開しています。

◆女子学生推薦入試の導入の経緯

近年、理工系における女性の活躍を



愛知工業大学 八草キャンパス

推進する取り組みが注目を集めています。政府が法律を整備し、方針を示したことで、理工系学部の新設や女子枠入試を導入する大学が増加しています。

同大学では、平成元年度入試から女子学生を対象とした推薦入試（導入時の呼称は、女子学生特別選抜）を導入しています。

この入試の導入は、同大学の教員が、学生の就職先として縁のあった企業から「女性技術者が少ない」と嘆く声を耳にし、産業界では女性技術者が必要とされている実態を認識したことがきっかけでした。

当時から、自然科学分野や産業界な

ど、女性の活躍はあらゆる分野で期待されていました。社会の需要に比べて理工系学部へ進学する女子学生の割合は低い状況でした。女子学生の大半が短期大学に進学しており、文系でな

り、女性を創設することになります。女子学生をターゲットにした明確な名称も大学の強い思いの現れでした。女子学生の獲得が全学挙げての悲願だったことを裏付けるように、学内に制度導入に反対する声はありませんでした。

◆制度導入にあたっての取り組み

「女性の感性を将来、工学・経営学・情報科学などの分野で生かしたい」という意欲ある女子のための入試」として導入した推薦入試制度でしたが、当初は思うように女子の受験者が増えずに苦慮していました。

当時は受験生に向けて大学が積極的に情報を発信していた時代ではなく、進学率も3割程度でした。また、入試制度も学力型入試が一般的で、推薦入試に対応している高校は多くありませんでした。さらに、工学に対して男性中心のイメージが先行していることも大きく影響していたと考えられます。

まず、大学の存在を知ってもらう必要がありました。現在のように、デジタル環境が整備されていなかったため、女子学生特別選抜に関する概要や女子学生の在籍数、先輩女子学生の声などをまとめた入試ガイド「愛工大マガジンレディース特別号」を刊行し、男女問わず、理系・文系を問わずに資料を送付することから始めました。

そのような中、昭和60年に制定された男女雇用機会均等法や平成11年に施

行された男女共同参画社会基本法など、政府が女性の社会進出を推進する時代となったことも後押しとなり、地道な広報活動が実を結び、徐々に女子学生が増加していきました。

女子学生の獲得に向けた取り組みは、今なお継続されています。近年では、オープンキャンパス時に先輩女子学生による「理工系ガール専用ブース」の設置や「女子学生パネルディスカッション」を実施するなど、来場者に入学後のキャンパス生活がよりイメージしやすいような工夫をしています。

また、女子学生の交流の場として学内にカフェテリアを設置しました。カフェスペースは多くの人の目に留まりやすい正門近くの1号館にあり、現在では男女問わず、また教職員や来校者など、多くの人が利用しています。

こうした取り組みの効果もあり、現在では、女子学生の割合が約13%にまで上昇しました。

女子学生の獲得は、継続して情報発信をしていかなければ次の年には繋がらないため、特別なことをして目に触れる機会を増やす必要があると考えています。そのため、受験生や保護者、社会に対して、制度の周知だけではなく、学びの環境や取り組みに触れる機会を提供し続けています。

◆制度導入による変化

入試センター事務長は、「推薦入試

による女子入学者の学力が問題になったことはなく、教職員から制度廃止の声が挙がったことはありません」と話します。

同大学の推薦入試の面接では、入学してからその学科に適応できるか、主体的に勉強できるかという部分に重点を置いています。

学長補佐・入試センター長は、「大学の学びは入学してからの勝負です。入学後に仕切り直して学んだ学生が伸びると確信しています。目的意識が明確で学習意欲の強い女子学生が多いため、入学後のミスマッチはほとんどありません」と話します。

同大学の教職員は、入学後に学習環境を整える力は女子学生の方が高く、実験や実習が多い工業大学で理系の学びを積み重ねていく作業は女性に適していると感じており、入試センター長も「相乗効果で男子学生の学びに対する姿勢や取り組み方が変わってきており、これまで以上に大学全体の雰囲気良くなった」と感じています。

近年では一般入試でも女子志願者が増加し、推薦以外でも安定的に女子学生が獲得できる状況になってきました。

女子学生推薦入試に関わらず、全学挙げての取り組みが女子学生の増加に繋がっていると捉えています。同大学は3学部体制で、工学部に加えて女性が志願しやすい情報学部や経営学部も設置しています。また、建築学科では

住居デザインコースを設けるなど、女性が学びやすい環境を整え、広く受け入れられる体制を構築しています。

さらに、就職率の高さも女子志願者増加のプラス要素となっています。同大学は実就職率（大学通信調べ）が全国第一位であり、入試センター事務長は「産業界から女性技術者を必要とする声は大きく、理工系出身の女子学生の就職率の高さもプラスの要素となっています。特に建設業界の女子学生の就職率は100%で、女子学生が就職先を選ぶ側になっています」と話します。



授業の様子

◆今後の展望

同大学は、長年ものづくりを柱とした実学教育に取り組んでいます。引き続き実学教育に重きを置き、これまで高校等の環境では追究できなかった学問領域や新たな学問分野を学べる機会を提供することで、学識と教養、技術

を身に付けた学生を社会に送り出していきたいと考えています。

文系の学生でも理系の学問に興味を持ち、学びたいと志願する学生もいます。文系・理系の出身は問わず、男性・女性の性別も問わず、学ぶ意欲のある学生を、教職員はもちろん大学全体でサポートし、興味のある学問や研究に励むことができる環境を整えることが大切であると考えています。

＜取材を終えて＞

入試センター長は、「入学後に一からスタートすることに重きを置く大学が増え、入学後に学び直しができる学生が伸びることが実証されてきており、推薦入学に対するイメージが変わり始めている」と話してくださいました。

今後、中学校や高等学校で「SDGs」や「STEAM教育」を学ぶことにより、理工系は男性の学びという無意識の偏見は薄まっていくと考えられます。入試センター事務長は「愛知工業大学の名称がある限り、女子学生推薦入試の撤廃はありません」と力強く宣言してくださいました。

多様性の確保が教育や研究に与える影響に期待しつつ、同大学で学んだ学生が、今後、社会でどのような活躍を見せるのか注目していきたいと思っています。

【取材】私学経営情報センター

採用時の手続き

— 資格・短期給付・貯金事業・貸付事業 —

加入者の資格取得 業務部 資格課

教職員を採用したときは、採用日から10日以内に「資格取得報告書DL」を提出してください。

採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）でも資格取得の報告は必要です。

なお、4月1日採用予定者は、事前受付を利用してください（私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼資格と掛金等▼加入者とは▼加入者となる時▼資格取得・資格喪失報告書の事前受付）又は本誌2月号参照。

◆提出する書類

(1) 「資格取得報告書DL」

①新規資格取得

初めて私立学校の教職員として採用された人

②継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に後任校で教職員として採用された人

③再資格取得

過去に私学共済の加入者であった人で、再び加入者となる人や、私学共済の任意継続加入者であった人で、引き続き私立学校の教職員として採

用された人

注 同一法人で複数の学校を有する場合、必ず所属する（実際に勤務する）

学校記号番号で「資格取得報告書DL」を作成し提出してください。

電子媒体（CD・R又はUSBメモリ）による報告ができます。私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼資格と掛金等▼電子媒体での申請

で電子媒体作成機能をダウンロードして電子媒体を作成、暗号化し、出力される送付状とともに提出してください。

(2) 「所属学校等変更報告書DL」

同一法人内で別の学校に異動になった人は、必ず後任校から「所属学校等変更報告書DL」を提出してください。

◆「資格取得報告書DL」記入上の注意

(1) マイナンバー欄

学校法人等で本人確認（加入者のマイナンバー確認と身元（実在）確認）を行い、正確に転記してください。

注 マイナンバーにかかる確認書類は添付しないでください。

(2) 基礎年金番号欄

基礎年金番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書等から正確に転記してください。基礎年金番号が分からないと

きは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

20歳未満の人や来日直後の外国人で基礎年金番号を持っていないときは、基礎年金番号欄の「2. 無」を○で囲み、必ず理由を記入してください。

(3) 住所欄

マイナンバーを正しく登録するため住民票の住所を記入してください。漢

字住所欄は都道府県名を含め、35字以内で記入してください。フリガナは忘れずに記入してください。「・」「&」等の記号や「Ⅰ」「Ⅱ」等のローマ数字及びアルファベットは使用できません。

(4) 加入者氏名欄

登録誤りを防ぐために、明瞭に記入してください。

・フリガナ欄→漢字欄→16字以内とし、氏と名の区切りに1か所スペースを入れます（ミドルネーム等がある場合でも区切りは1か所のみ）。

・フリガナ欄→カタカナで、濁点や半濁点も一字で記入します。小さいカタカナ文字（「ジョン」の「ヨ」等）は、大きいカタカナ文字で登録します。

・漢字欄→アルファベットを使用する場合は、大文字のみとなります。JIS第一・第二水準の文字を使用するよう、ご協力をお願いします。

被扶養者の認定 業務部 資格課

被扶養者の認定申請をするときは、

「被扶養者認定申請書DL」（以下「申請書」といいます）と添付書類を資格取得日から必ず30日以内に提出してください。

30日を過ぎた場合は、私学事業団で申請を受理した日が被扶養者の認定日となります。

◆申請書提出時の注意

(1) 期日までに添付書類が整わない場合申請書のみを30日以内に提出してください。申請書を受付後に返送しますので、速やかに添付書類を整えて、一括して再提出してください。

注 申請書が返送される前に添付書類のみを別送しないでください。処理の遅れや誤りにつながるため、添付書類は返送することがあります。

(2) 加入者番号の決定前に提出する場合学校記号番号までを必ず記入してください。

(3) 認定対象者の住所欄

加入者と同じ住所であっても必ず記入してください。マイナンバーの確認や自治体等から住民票情報等取得するためには、認定対象者の住所の情報が必要になります。

(4) マイナンバー欄

マイナンバー記入欄がテープ等によりマスキングされていた場合は、システム登録を行う際に、テープ等を剥がして処理をします。このため、審査した結果、当該申請書にかかる不備等に

より返送する場合、マスキングテープを剥がした状態で返送しますので、ご了承ください。返送は簡易書留で行います。

(5) 継続資格取得や所属学校変更の場合

被扶養者に変更がなければ継続して認定しますので、申請は不要です。

注 前任校が丙種校（年金のみ適用校）の場合や再資格取得の場合は申請が必要で、任意継続加入者からの再資格取得は、「申請書の添付書類」

- (2) をご覧ください。

◆申請書の添付書類

(1) 新規資格取得や再資格取得の場合

被扶養者の年齢や続柄、収入の有無や種類等により、認定に必要な添付書類は異なります。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼資格と掛金等▼被扶養者とは▼被扶養者認定申請に必要な添付書類▼又は「事務の手引」104～125頁をご覧ください。

なお、次の書類は、原則として、添付を省略できます。

- ・住民票（加入者が世帯主の場合）
- ・所得証明書（非課税証明書）（過去3年間無収入の場合）
- ・雇用保険の離職票

ただし、照会先の機関からの回答に時間を要する等の理由により情報が取得できない場合は、書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

- (2) 任意継続加入者が再資格取得をし、任意継続期間に認定されていた被扶養者を引き続き申請する場合

「被扶養者認定申請書DL」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすることで添付書類を省略できます。

- (3) 他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から1日も空けず引き続き資格取得する場合

- ① 配偶者と子の認定申請に限り、前の健康保険制度で認定されていた場合、続柄や収入確認のための添付書類を健康保険証等の写し又は資格証明書原本（続柄、生年月日が確認できるもの）に代えることができます。
- ② 子のみを認定申請する場合で、学校法人等から扶養手当が支給されないときは、①の他に加入者と配偶者の収入を比較する書類が必要です。

具体的には、加入者の年収見込証明書（被扶養者認定申請書DL）の加入者の年間収入欄への記入）と、配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票の写しを添付してください。なお、死亡・離婚等により配偶者がいない場合は、加入者の戸籍謄本が必要です。

◆国民年金第3号被保険者の届け出

65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届DL」を同時に提出してください。

加入者証等が届く前に
保険診療を受けるとき

業務部 資格課、短期給付課

◆加入者番号が決定している場合又は被扶養者の認定が確定している場合

加入者証等が届くまでの間、学校法人等代表者が加入者に「療養資格証明書」を交付することができます（私学共済ホームページ又は「事務の手引」63～64頁参照）。ただし、加入者番号や被扶養者認定日が確定しないと交付することはできません。発行前に必ず本事業団に確認し、無資格受診にならないよう注意してください。

◆加入者番号等が未決定の場合

医療機関等の窓口で、一旦医療費を全額自己負担し、加入者番号等が決定した後、一部負担金（原則3割）以外の保険診療分を、療養費・家族療養費として請求できます。「療養費・家族療養費等請求書DL」に医療機関等の証明を受けた「診療報酬領収済証明書DL」（※）を添付して本事業団に提出してください。※「領収書」の原本と「診療報酬明細書（レセプト）」の写しでも可

継続資格取得者の福祉事業

福祉部 貯金・貸付課

◆積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資

格取得したときは、自動的に積立が一時中断となります。積立を再開する場合、「積立金明細書」に対象者の氏名、加入者番号、リユウホ2の表示等が記載されていることを確認したうえで「積立復活届書」を提出してください（「事務の手引」791～792頁参照）。

◆積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となるため手続きは不要です。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更届出書」を提出してください。

◆貸付け

- (1) 一般、教育、結婚、災害、医療・介護貸付
前任校で退職手当等が支給されたときは、任意償還を勧めてください。ただし、住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得したときは、後任校から「異動報告書DL」を提出することで、引き続き定期償還ができます。
- (2) 住宅貸付
住宅貸付を利用して人に前任校から退職手当等が支給されたときは、継続資格取得をしても、前任校で即時償還しなければなりません。万一、退

職手当等で全額償還できないなどの場合、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き

退職手当等の額が即時償還額より少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書^{DL}」(任意書式でも可)を提出してください。本事業団から送付する支給額に応じた即時償還額の通知等を使用して、学校法人等が払い込んでください。また、事情により退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」(任意書式)を提出してください。

②後任校の手続き

次の書類を提出することで即時償還を取り消して定期償還を継続することができます。

・「異動報告書^{DL}」

・「退職手当引当承諾書^{DL}」

・「団体信用生命保険申込書兼告知書(だんしん告知書)^{DL}」(団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合)

前任校が「資格喪失報告書^{DL}」を事前受付で提出した場合は、4月分の定期償還の「払込取扱票」を後任校宛てに送付します。借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。

なお、借受人には、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。詳細は、私学共済ホームページ又は「事務の手引」958～960頁をご覧ください。

退職等年金給付の令和5年財政再計算結果と 令和6年4月分からの退職等年金給付掛金率及び 6年10月からの基準利率(加算率)の設定

企画室

退職等年金給付の財政再計算を行った結果、

・令和6年4月分からの退職等年金給付掛金率は、現行と同じ1・50%で据え置きとなります。

・退職等年金給付にかかる基準利率は、次回(6年10月)からの設定において、基準利率に0・01ポイントの加算を行います。

退職等年金給付の 令和5年財政再計算結果

退職等年金給付の掛金にかかる財政については、その健全性を確保するため、少なくとも5年ごとに再計算を行い、財政の均衡を保つのに必要な退職等年金給付掛金率の算定を行うこととされています。令和5年がその再計算の年に当たするため、「令和5年財政再計算」を行いました。

財政再計算の結果、数理計算上財政の均衡を保つことのできる掛金率が、現行の掛金率(1・50%)を下回る結果となったため、公務員共済に倣い、積立剰余の還元を行うこととなりました。

積立剰余の還元方法

積立剰余を総給付費現価と掛金収入現価で按分し、掛金収入現価で按分した剰余分を用いて掛金率の引き下げを

行います。また、残りの剰余分を用いて給付の増額(基準利率への加算)を行います。

6年4月分からの

退職等年金給付掛金率

掛金率の引き下げに用いる剰余の額を掛金率に換算すると0・00303%となりましたが、端数処理(%単位で小数点以下第2位未満を切り捨て)の結果、積立剰余による掛金率の引き下げは行えないという結果となりました。このことから、6年4月分からの退職等年金給付掛金率は、現行と同じ1・50%で据え置きとなります。

注 退職等年金給付掛金の負担軽減を

図るため、掛金率にして0・3%に相当する額を、経過の長期給付積立金を経理する職域年金経理から退職

等年金給付勘定に繰り入れています。これにより、6年4月分から7年3月分にかかる実行上の掛金率は、この繰入率を差し引いた1・20%となります(現行と同じ)。

なお、7年4月以降の繰入率については、6年に実施する予定の経過的職域加算給付及び軽減保険料率の見通しにかかる再計算において検証し、定めます。

6年10月からの退職等年金給付 における基準利率の扱い

掛金率の引き下げによる積立剰余の還元ができなかったことから、剰余の全額を給付の増額(基準利率への加算)に充てることとし、財政の均衡を保つことができる範囲で最大の加算率を算出したところ、0・01%という結果となりました。

毎年10月に退職等年金給付にかかる基準利率及び年金現価率の設定を行います。次回(6年10月)からの設定において、基準利率に0・01ポイントの加算を行います。

財政再計算結果等の詳細は、私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内)▼年金等給付▼年金財政関係▼退職等年金給付の令和5年財政再計算結果と令和6年4月分からの退職等年金給付掛金率及び6年10月からの基準利率(加算率)の設定をご覧ください。

令和6年度の掛金等の率

企画室

令和6年度の掛金等の率は、6年1月23日開催の共済運営委員会において了承され、表のとおりとなりましたのでお知らせします。

◆短期給付等掛金率

・短期給付分掛金率

現行の掛金率8・569%は、平成31年4月に改定したのですが、このたび、短期勘定の将来推計を行ったところ、医療給付費及び高齢者医療制度への支援金等の増加に加え、6年4月の制度改正により前期高齢者納付金の調整に「報酬水準に応じた調整」のしくみが一部導入されることから、2・3年のうちには積立金で賄えない状況となり、財政の均衡を保つことが困難になることが見込まれます。

そのため、おおむね将来の3年間で財政が均衡するように、4月から0・202ポイント引き上げ、8・771%とします。

・介護分掛金率

急速な高齢化の進行に伴い、国全体の介護費用が増加していることにより、私学事業団が負担すべき介護納付金が前年度に比べて約7億3千万円増加するため、4月から現行の1・677%

を0・015ポイント引き上げ、1・692%とします。

なお、介護分掛金率については、厚生労働省からの事務連絡等による諸係数を基に、本事業団が負担すべき介護納付金の額を算出し、その額を私学共済制度における介護保険第2号被保険者の当該年度の標準報酬月額及び標準賞与額の総額で除して求めることになっていきます。

◆退職等年金給付掛金率

令和5年財政再計算の結果、現行の掛金率1・50%（実行上の掛金率1・20%）を据え置きます。

詳細は、10頁をご覧ください。

◆加入者保険料率（軽減保険料率）

元年度に、2年度～6年度までの加入者保険料率（軽減保険料率）を設定しています。

6年度の軽減後の保険料率（軽減保険料率）は4月～8月が現行の16・389%、9月～7年3月が16・743%となります。

◆子ども・子育て拠出金率

現行の0・36%に据え置かれる予定です。詳細は、正式に決定され次第、改めて通知文及び私学共済ホームページでお知らせします。

表 令和6年度の掛金等の率

①40歳以上65歳未満の加入者

() 内は改定前の掛金等の率 (単位: %)

加入者種別	短期給付等掛金率※2				退職等年金給付掛金率※3	加入者保険料 (軽減保険料率) ※2	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種加入者	8.771 (8.569)	0.250	1.692 (1.677)	10.713 (10.496)	1.20	16.389(8月まで) 16.743(9月から) (16.389)	28.302(8月まで) 28.656(9月から) (28.085)
乙 種加入者等※1	8.771 (8.569)	0.195	1.692 (1.677)	10.658 (10.441)	—	—	10.658 (10.441)
丙 種加入者	—	0.195	—	0.195	1.20	16.389(8月まで) 16.743(9月から) (16.389)	17.784(8月まで) 18.138(9月から) (17.784)
任意継続加入者	8.771 (8.569)	0.125	1.692 (1.677)	10.588 (10.371)	—	—	10.588 (10.371)

②40歳未満及び65歳以上の加入者

(単位: %)

加入者種別	短期給付等掛金率※2				退職等年金給付掛金率※3	加入者保険料 (軽減保険料率) ※2	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種加入者	8.771 (8.569)	0.250	—	9.021 (8.819)	1.20	16.389(8月まで) 16.743(9月から) (16.389)	26.610(8月まで) 26.964(9月から) (26.408)
乙 種加入者等※1	8.771 (8.569)	0.195	—	8.966 (8.764)	—	—	8.966 (8.764)
丙 種加入者	—	0.195	—	0.195	1.20	16.389(8月まで) 16.743(9月から) (16.389)	17.784(8月まで) 18.138(9月から) (17.784)
任意継続加入者	8.771 (8.569)	0.125	—	8.896 (8.694)	—	—	8.896 (8.694)

※1 乙種加入者等は、短期給付のみ適用者（乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者）です。

※2 掛金等の率の改定時期については、短期給付等掛金率は4月、加入者保険料率（軽減保険料率）は9月となります。

※3 退職等年金給付掛金率（1.20%）は、納付していただく掛金を算定する際に用いる本来の掛金率1.50%から繰上率0.3%を差し引いた実行上の率を掲載しています。

注 都道府県補助金がある場合は、標準報酬月額にかかる加入者保険料に対し補助されます。標準賞与額にかかる加入者保険料に対しては補助されません。

令和6年能登半島地震で被災された皆様へ

このたびの能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

災害見舞金 業務部 短期給付課

加入者(任意継続加入者を含みます)やその被扶養者が水害・震災・火災、その他の非常災害により、住居又は家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金等が請求できます。

請求について特例対応を実施します。詳細は、私学共済ホームページ(令和6年能登半島地震への対応(共済業務))をご覧ください。

◆請求に必要な書類

- ①災害見舞金・災害見舞金付加金請求書
- ②災害状況説明細書
- ③市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書(請求書の中に証明欄があります)又は、り災証明書(損害の程度が明記されたもの)

また、「災害状況説明細書」により支給額を算出しますので、住居・家財の現状や損害の状況をできるだけ詳しく記載してください。

◆支給額

・災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又

は滅失したとき、損害の程度に応じ標準報酬月額額の0・5～3か月分の金額

・災害見舞金付加金

- ①災害見舞金が支給されるときは、災害見舞金の額の60%に相当する金額
- ②住居又は家財が5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき、標準報酬月額額の0・5か月分の金額

また、災害見舞金付加金が決定した人には、災害見舞品に代えて3万円を支給しますが、手続きは不要です。

災害貸付 福祉部 貯金・貸付課

加入者(任意継続加入者を除きます)が被災し、資金を必要とするときに、災害貸付を利用することができます。

◆申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

◆貸付額

標準報酬月額額の6か月分相当額の範囲内(限度額200万円)

◆貸付利率 年0・75%(固定)

◆申し込み手続き

「貸付申込書DL」及び「借用証書DL」に、り災証明書を添付してください。

◆申込受付期間

6年12月27日(金) 必着まで

その他の取り扱いも含めた最新の情報は、私学共済ホームページ(令和6年能登半島地震への対応(共済業務))をご覧ください。

人間ドック利用費用補助

福祉部 保健課

自己負担により人間ドックを利用した場合、補助金を支給する制度です。

◆対象となる人

人間ドック受診日において、満35歳以上の加入者(任意継続加入者を含みます)及び被扶養者並びに75歳以上で引き続き勤務している教職員(被扶養者を除きます)

◆補助対象となる人間ドック

私学事業団で定めた基準検査項目をすべて実施した人間ドックが対象です。

契約施設では、基準検査項目をすべて満たすコースを設定しています。一覧は私学共済ホームページ(私学事業団のご案内)▼福祉事業▼割引情報▼契約施設検索に掲載しています。

契約施設以外で受診する場合、基準検査項目をすべて満たしていることを必ず事前に確認してください。

なお、学校法人等に対する補助事業ではないため、学校内の健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは補助の対象となりません。

◆必要書類

- ・「人間ドック利用補助金請求書DL」受診日に40歳(当該年度中に到達する人を含みます)から74歳までの被扶養者及び任意継続加入者は次の二つも必要です。
- ・「標準的な質問票DL」
- ・「健診結果記入票DL」又は人間ドックの検査結果(写し)

◆請求方法

- ①健診施設で人間ドックを受診した際、「人間ドック利用補助金請求書DL」に領収証明を受けてください(領収証明を受けられない場合は、領収書原本を添付してください)。
- ②所属学校法人等を経由して、本事業団に必要書類を提出してください。任意継続加入者は、本事業団に直接提出してください。
- ③補助金は原則として1か月～2か月で、学校法人等(任意継続加入者)はご登録の口座に送金します。

◆注意事項

補助対象者や申請方法、補助金の送金方法等は、受診日時点での資格によつて決定します。

例えば、3月31日に学校法人等を退職し資格を喪失する人が、3月31日までに受診した場合、4月1日以降に書類を提出しても補助対象となります。

必要書類は受診日時点で所属していた学校法人等に提出してください。補助金は当該学校法人等へ送金します。

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者には「加入者証」を、被扶養者には「加入者被扶養者証」(以下「加入者証等」といいます)を一人1枚ずつ交付しています。

加入者が退職したときや被扶養者の取り消しをしたときは、すでに交付している加入者証等は無効となります。
無効となった加入者証等は必ず私学事業団に返納してください。

無効となった加入者証等を使用して保険診療等を受けると、後日、医療費等を返還することになりますので、注意してください。

◆加入者証等の返納

本事業団では、加入者証等の回収記録を個別に管理し、返納事由に該当したときは回収が確認できるまで督促を行い、回収強化に努めています。紛失等により加入者証等が返納できない場合は、「加入者証等返納不能届書DL」を本事業団に提出してください。

加入者証等の返納(又は返納不能届)が一定期間確認できない場合は、学校法人等に対して「加入者証等回収調査票」を送付しますので、記入して返送してください。

・加入者証等の主な返納事由

①加入者が退職(資格喪失)したとき

- ②所属学校を変更したとき
- ③氏名を変更・訂正したときや生年月日・性別を訂正したとき
- ④被扶養者の取り消しをしたとき
- ⑤後期高齢者医療制度に該当したとき
- ・75歳に到達したとき
- ・65歳以上75歳未満で、一定の障害状態にあると広域連合に認定されたとき

◆任意継続加入者証等の返納

任意継続加入者期間が終了したときや、③～⑤の事由に該当したときなど、無効となった「任意継続加入者証」及び「任意継続加入者被扶養者証」は必ず本事業団に返納するよう、退職時に案内してください。

特定健康診査受診券(セット券)の有効期限は3月31日です

福祉部 保健課

令和5年6月に学校法人等から加入者に配付した被扶養者の「特定健康診査受診券(セット券)」の有効期限は、6年3月31日(日)です。

被扶養者の健康管理のため、被扶養者へ受診勧奨するよう、加入者に周知してください。

私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内)▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健康診・保健指導機関(病院)一覽を掲載していますので利用してください。

資産形成セミナー開催のご案内

福祉部 貯金・貸付課

資産形成について、専門の担当者が学校法人等を直接訪問して、教職員に向けた説明会を開催します。

セミナーでは、資産形成の重要性や、資産形成におすすめの「積立共済年金」と近年話題の「NISA」「iDeCo」の違いなどを説明します。

◆開催概要

- ・開催期間 令和6年5月～6月21日
- ・開催人数 10名以上
- ・所要時間 60分程度
- ・費用負担 無料
- ・申し込み先 私学事業団貯金・貸付課貯金係

☎03(3813)5321

注 応募多数の場合はご希望に添えないこともあります。

NISA・iDeCo(事業所番号など)・企業型DCに関する照会は、本事業団ではお受けできません。

【問い合わせ先】

・NISA

取り扱いのある金融機関等へお問い合わせください。

・iDeCo

国民年金基金連合会コールセンター
☎0570(003)105

共済定期保険にかかる学校加入コースのご案内

福祉部 貯金・貸付課

学校法人等の福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)におすすめです。

学校加入コースは、学校法人等に所属する加入者が、病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備え、保障する制度です。

学校法人等が保険料を負担し、死亡保険金は加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人に直接支払われます。この保険料は、原則全額損金として処理できます。

収支決算を1年ごとに行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます(令和4年度配当率約41・82%)。

◆保障額

- ・10万円から300万円の10種類の中から選択できます。
- ・全員一律又は加入者別に保障額を設定することができます。

◆加入申込期間

(6年10月1日加入)

6年6月1日～28日【必着】

注 詳細は、5月下旬に送付する後期募集パンフレットをご覧ください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)**共済業務****共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

令和6年3月1日から、3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出の事前受付を実施しています。加入者証等は処理（決定）後に順次発送します。ただし、継続資格取得者については、前任校の資格喪失が確認できるまで保留となります。

決定日：受け付けから8日～10日後の火・金曜日

加入者証等の発送：決定日から3日後

- 書類提出から約2週間は、処理状況に関する照会を控えてくださるよう、ご理解とご協力をお願いします。
- 3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者へ渡してください。また、任意継続加入者証等は、申出書記載の加入者住所宛てに送付します。3月中に届いた場合も4月1日から使用するようご案内ください。
- 例年、取得時報酬の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。事前受付で処理した内容を訂正できるのは4月1日以降となります。
- 詳しくは、本誌2月号をご覧ください。

【業務部 資格課】

資格喪失を事前受付で報告したときの貸付金の償還

事前受付で資格喪失を確認したとき、定期償還は3月分までとなります。4月1日以降に資格喪失を確認したときは、4月分以降の定期償還も発生します。

【福祉部 貯金・貸付課】

共済定期保険の配当金の送金

令和5年度配当金は、5年10月1日現在の共済定期保険加入者を対象とし、6年6月下旬に送金の予定です。

現在届け出ている指定金融機関（保険料振替口座）の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合は、4月10日（水）までに「共済定期保険事業 振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

期限までに変更申出書の提出がないと、配当金の送金が遅れる場合がありますので、速やかに届け出てください。

【福祉部 貯金・貸付課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。

特に月曜日や午前中は大変混雑し、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。ホームページやガーデンパレス共済業務課も併せてご利用ください。

貸付けの申込締め切り日に注意してください

令和6年4月22日（月）送金分は3月29日（金）が申込締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

令和6年度の任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額

令和6年4月からの任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額は、380,000円となります。

なお、6年度の「任意継続掛金早見表」は3月上旬に送付する予定です。

【業務部 資格課、掛金課】

3月の共済業務スケジュール

1日(金)	資格 事前受付開始
4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 2月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(金)	貸付 4月2日送金申込・任意償還申出締め切り
21日(木)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金等 2月調定分口座振替（自振校のみ） 貸付 3月分定期償還口座振替（自振校のみ）
29日(金)	貸付 4月22日送金申込締め切り
31日(日)	特健 特定健康診査受診券(セット券)有効期限

4月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 2月調定分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 3月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限（必着）
15日(月)	貸付 5月2日送金申込・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務貸付金残高証明書の発行

●学校法人への残高証明書の発行

助成業務の貸付残高のある全学校法人に対し、令和6年3月31日現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬に送付する予定です。発行願を提出する必要はありません。

ただし、以下の①又は②に該当する場合は、学校法人番号・法人名・使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、契約証書に使用した理事長印を押印した「残高証明書の発行願」(A4判任意様式)と「返信用封筒(長3定型で切手を貼付したもの)」を同封のうえ、提出してください。

①年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合

②年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、5年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

●会計監査人への残高証明書の発行

会計監査人宛ての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる学校法人は、残高証明書発行願に当たる「確認依頼状」(公認会計士協会所定様式)と送付先の監査人の住所・名称(氏名)を明記した「返信用封筒(表書に『学校法人〇〇学園監査資料』・『学校法人番号』を併記し、切手を貼付したもの)」を提出してください。返信用封筒サイズは長3定型でお願いします。

発行時期は4月下旬から5月上旬となります。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和6年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び令和6年2月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
 - ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
 - ③償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ「助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかる返済について(令和6年3月分)」も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金に関するお願い

助成業務の貸付金をご利用中の学校法人において、下記①~④の事項に該当する変更が生じた場合には、お手数ですが、融資課まで報告をお願いします。

①連帯保証人に変更が生じる場合

例：連帯保証人となっている理事長が退任し、新たな理事長が就任する 他

②担保物件に第三者のための新たな権利を設定する場合

例：私学事業団の抵当権の後順位に銀行の抵当権を設定する 他

③担保物件に変更を加える場合

例：担保とした土地を分筆あるいは合筆する、担保とした土地の上に建物を建築する、担保とした建物を取り壊す 他

④融資の対象事業を当初の目的から変更する場合

例：大学校舎として融資を受けたが、高等学校の校舎に変更する 他

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では、大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力により収集し、経営相談業務に活用させていただいています。

また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正などの参考として学校法人の役職員は閲覧できますので、ご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約がおすすめです

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
仙台カーテンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211(代表)
JR「仙台」駅(東口)から徒歩3分。地下鉄東西線「宮城野」駅(北1出口)から徒歩1分
<https://www.hotelgp-sendai.com>

「牛たんカレー&シチュー」付き宿泊プラン

「仙台」といえば牛たん！仙台ガーデンパレスの土産品No.1の牛たんがゴロゴロ入った、食べ応えのあるレトルトパックのカレーとシチューをセットした1泊朝食付の宿泊プランをご用意しました。

1泊朝食付(1名1室／1名様) 9,700円～
(2名1室／1名様) 8,650円～

取扱期間：通年

- ・土産品の「牛たんカレー」と「牛たんシチュー」は、箱入りのレトルト商品です。1名様につき各1箱(合計2箱)が土産品になります。
- ・朝食はホテル内でのバイキングです。



土産品の「牛たんカレー」と「牛たんシチュー」

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)
JR「新大阪」駅(北口)から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号出入口階段を経由して高架下から無料シャトルバス(始発7:05～最終23:05)で3分 <https://www.hotelgp-osaka.com>

天然温泉付き とくとかプラン

大阪ガーデンパレス向かいの天然温泉「ひなたの湯」の入浴券が付いた1泊2食の宿泊プランです。夕食では和洋折衷料理を、朝食では50品目以上のバイキングをお楽しみください。

1泊2食(1名1室／1名様) 13,900円～
(2名1室／1名様) 12,800円～

取扱期間：令和6年4月1日～7年3月31日まで



夕食(イメージ)

融資事業のご案内

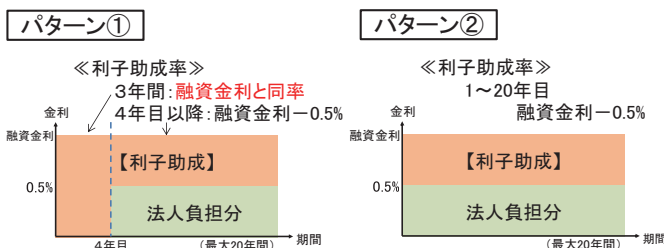
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- ※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- ※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利(令和6年2月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.80	年% 1.40	年% 0.80	年% 0.70
寄宿舎などの建築・用地取得	1.90	1.50	0.90	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.80	(5.5年以内) 0.50

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp